

保護者のみなさまへ

学校(園)でケガなどがあったときは…

災害共済給付制度を ご活用ください!

災害共済給付制度のポイント



1 **少ない掛金で手厚い給付!**

2 自己負担額に医療費総額の
10分の1を上乗せして給付!

※保険診療分が
該当します

3 初診から**最長10年間**、医療費を給付!

災害共済給付制度についての
動画も作成しています!

2分でわかる「災害共済給付制度」ってどんな制度?



動画は、JSCホームページの「保護者の方へ」ページからもご覧いただけます。



災害共済給付制度の詳細については、JSCホームページをご覧ください
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



学校(園)又は通学(園)中のケガ等の
医療費は
2年以内に
ご請求ください!



受診した月から**2年間** 請求を行わなかった場合は、
時効により給付が受けられなくなります。

全部請求した
かしら?

よくある請求漏れの理由

先生に書類を
渡したかな?

「医療等の状況」
を医療機関等に
証明いただいて
いない

初回の給付を
受けたが
継続分は未申請

全ての治療が
終了した後に
まとめて
請求しようと
思っていた

※医療費は『月ごと』に時効が発生します。

「請求していないかもしれない」と思ったら
まず、学校(園)にご相談ください

裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが2年以上経過して
判断された場合など、特別の事情があると認められる場合は、時効の利益を放棄します。

本チラシは災害共済給付制度(医療費)における時効に関する概要をお知らせしています。
「災害共済給付制度」の詳細については、日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。

